

## 議案第9号

### 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正）

第1条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応

する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		貸付金の種類		免除の条件	
略				略			
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、 <u>大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）</u> において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以	1 <u>大学</u> を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研	債務の全部	医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、 <u>国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）</u> において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以	1 <u>鳥取大学</u> を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床	債務の全部

下「病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

修を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病

う。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

研修を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。

	<p>院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間  <u>(地域枠入学者以外の者</u>  <u>にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍</u>  <u>に相当する期間(当該期間が6年を超える場合に</u>  <u>あつては、6年))</u>以上通算して従事したとき。</p>		
	2 略		2 略
	3 略		3 略
略		略	
備考 略		備考 略	

第2条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下この条において「削除表細目」という。）を削り、次の表の改

正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下この条において「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。				知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。			
貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略				略			
<u>看 護 職 員 修</u>	<u>修学資金</u> 県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」と	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必	債務の全部（第1号	<u>看 護 職 員 修</u>	<u>県内における看護職員</u> （保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」と	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必	債務の全部（第1号

学  
資  
金  
等

いう。)第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。)の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働

要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、当該施設において引き続き5年間その業務に従事したとき(リに掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前

ロの場合にあっては、債務の2分の1)

学  
資  
金

いう。)第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看

要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(7)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ(8)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(10)に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当

イ(2)の場合にあっては、債務の2分の1)

大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者（鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。）又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

#### イ 県内の施設

- (1) 病床が200床未満の病院（(3)及び(6)に掲げるものを除く。）

- (2) 病床が200床以上の病院 ((3) 及び(6)に掲げるものを除く。)
- (3) 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院 ((6) に掲げるものを除く。)
- (4) 診療所
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設 (以下「重症心身障害児施設」という。)
- (6) 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関



- (7) 母子保健法  
(昭和40年法律第  
141号) 第22条第2  
項に規定する母子  
健康センター (以  
下「母子健康セン  
ター」という。)
- (8) 地域保健法  
(昭和22年法律第  
101号) 第21条第2  
項第1号に規定す  
る特定町村
- (9) 介護老人保健  
施設
- (10) 介護保険法第  
41条第1項本文の  
指定に係る同法第  
8条第1項に規定  
する居宅サービス  
事業 (同条第4項  
に規定する訪問看  
護に係るものに限  
る。) 又は同法第53  
条第1項本文の指

- イ 病床が200床未満の病院（ハ及びヘに掲げるものを除く。）
- ロ 病床が200床以上の病院（ハ及びヘに

- 定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）
- ロ 県外の施設
  - 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設（以下「のぞみの園」という。）

掲げるものを除く。)

ハ 病床のうち精神病  
床が80パーセント以  
上を占める病院 (へ  
に掲げるものを除く。)

ニ 診療所

ホ 児童福祉法 (昭和  
22年法律第164号)  
第43条の4に規定す  
る重症心身障害児施  
設 (へに掲げるもの  
を除く。以下「重症  
心身障害児施設」と  
いう。)

ハ 児童福祉法第7条  
第6項の規定により  
指定された独立行政  
法人国立病院機構  
の設置する医療機関  
(次項において「指  
定医療機関」という。)

ト 地域保健法 (昭和  
22年法律第101号)  
第21条第2項第1号

に規定する特定町村  
チ 介護老人保健施設  
リ 介護保険法第41条  
第1項本文の指定に  
係る同法第8条第1  
項に規定する居宅サ  
ービス事業（同条第  
4項に規定する訪問  
看護に係るものに  
限る。）又は同法第53  
条第1項本文の指定  
に係る同法第8条の  
2第1項に規定する  
介護予防サービス事  
業（同条第4項に規  
定する介護予防訪問  
看護に係るものに  
限る。）を行う事業  
所（以下「訪問看護  
事業所」という。）

2 大学院の修士課程  
（大学院の修士課程を  
修了し、1年以内に大

2 大学院の修士課程  
（大学院の修士課程を  
修了し、1年以内に大

学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(二に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(八に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間の

学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(4)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ(5)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(7)に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するも

うち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

- イ 病院
- ロ 診療所
- ハ 重症心身障害児施

において看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ 県内の施設

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 重症心身障害児施設
- (4) 母子健康センター
- (5) 保健所及び市町村
- (6) 介護老人保健施設
- (7) 訪問看護事業所

ロ 県外の施設  
のぞみの園

	<p>設</p> <p>ニ 保健所及び市町村</p> <p>ホ 介護老人保健施設</p> <p>ハ 訪問看護事業所</p>		
	3 略		
	4 略	債務の全部又は一部	
	5 第3号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員の業務に従事することができなくなったとき。		
奨学金 県内における看護職員（法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、鳥取大学において看護学を専攻する者（地域枠	1 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間のすべてを	債務の全部 （第1号口及びトの場合に	
	3 略		
	4 略	債務の全部又は一部	
	5 第3号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員の業務に従事することができなくなったとき。		

推薦入学により入学した者に限る。)で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。)又は常勤の看護教員(看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。

イ 病床が200床未満の病院(ハ及びヘに掲げるものを除く。)

ロ 病床が200床以上の病院(ハ及びヘに掲げるものを除く。)

ハ 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院(ヘ

あつては債務の2分の1)





	務に従事し、引き続き 6年間その業務に従事 したとき。	
	4 第2号に該当する場 合を除き、死亡し、又 は精神若しくは身体に 著しい障害を受けたた め常勤の看護職員又は 常勤の看護教員の業務 に従事することができ なくなったとき。	
略		

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金等の修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員修学資金等の奨学金の項免除の条件の欄第1号から第3号まで並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事す

略			

備考

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規

ることができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置)	附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置)

2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の規定により指定された国立療養所において看護職員の業務に従事しているものが引き続き同法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているものが引き続き同表の右欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の規定により指定された国立療養所</p>	<p>独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第17条の規定による改正後の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p>
<p>心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設</p>	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号に規定する施設</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。